

消費者庁 平成 30 年度税制改正要望について

【国民生活センター法改正を踏まえた所要の措置】

- 国民生活センターにおける特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の新設に伴う税制上の非課税措置〔拡充〕
＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

平成 29 年の通常国会で成立した独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 43 号。以下「国民生活センター法等改正法」という。）（※）を踏まえ、国民生活センターにおける特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の用に供する資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

（※）特定適格消費者団体は、財産の隠匿・散逸のおそれがある事業者に対しては、民事保全法に基づき仮差押えを行うことが想定されている。仮差押えに際しては裁判所から担保を立てるように求められるため、国民生活センターが、特定適格消費者団体の代わりにこの担保を立てることが可能とされた。

要望内容

国民生活センターの業務の用に供する資産については、既に固定資産税及び都市計画税が非課税とされている。

平成 29 年 10 月 1 日施行予定の国民生活センター法等改正法によって、特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務が新設された。当該業務の用に供する資産についても、同様に固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置を講ずるもの。